

報第4号

専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度富士市一般会計補正予算(第13号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月14日報告

富士市長 小長井 義正

専第12号

専 決 処 分 書

次の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和3年3月31日

富士市長 小長井 義 正

記

令和2年度富士市一般会計補正予算（第13号）

専決理由

新型コロナウイルスワクチン接種時期の遅れにより、国庫負担事業の交付決定が年度内にされないため、補正予算措置を行うものである。

令和2年度富士市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度富士市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,059,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和3年3月31日専決

富士市長 小長井 義正

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	45,210,707	△957,367	44,253,340
	1 国庫負担金	11,400,116	△957,367	10,442,749
	歳 入 合 計	126,017,000	△957,367	125,059,633

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	18,821,870	△957,367	17,864,503
	1 保健衛生費	4,215,617	△957,367	3,258,250
	歳 出 合 計	126,017,000	△957,367	125,059,633

第2表 繰越明許費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額	
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	補正前	1,346,663
			補正後	389,296

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	46,306,800		46,306,800
2 地方譲与税	674,158		674,158
3 利子割交付金	40,000		40,000
4 配当割交付金	150,000		150,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000		100,000
6 法人事業税交付金	350,000		350,000
7 地方消費税交付金	5,550,000		5,550,000
8 ゴルフ場利用税交付金	60,000		60,000
9 自動車取得税交付金	1		1
10 環境性能割交付金	70,000		70,000
11 地方特例交付金	347,639		347,639
12 地方交付税	174,335		174,335
13 交通安全対策特別交付金	50,000		50,000
14 分担金及び負担金	1,118,671		1,118,671
15 使用料及び手数料	1,414,928		1,414,928
16 国庫支出金	45,210,707	△957,367	44,253,340
17 県支出金	7,679,939		7,679,939
18 財産収入	244,791		244,791
19 寄附金	793,845		793,845
20 繰入金	1,562,249		1,562,249
21 繰越金	2,282,531		2,282,531
22 諸収入	1,196,306		1,196,306
23 市債	10,640,100		10,640,100
歳入合計	126,017,000	△957,367	125,059,633

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	477,606		477,606
2 総務費	33,672,454		33,672,454
3 民生費	33,658,802		33,658,802
4 衛生費	18,821,870	△957,367	17,864,503
5 労働費	511,468		511,468
6 農林水産業費	1,344,063		1,344,063
7 商工費	5,953,730		5,953,730
8 土木費	9,711,970		9,711,970
9 消防費	3,806,864		3,806,864
10 教育費	10,765,342		10,765,342
11 災害復旧費	16,000		16,000
12 公債費	6,258,763		6,258,763
13 諸支出金	900		900
14 予備費	1,017,168		1,017,168
歳 出 合 計	126,017,000	△957,367	125,059,633

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

△957,367千円

1 項 国庫負担金

△957,367千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費負担金	千円 963,873	千円 △957,367	千円 6,506
計	11,400,116	△957,367	10,442,749

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負 担金	千円 △957,367	新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金 △957,367×10/10	千円 △957,367

3 歳 出

4 款 衛生費

△957,367千円

1 項 保健衛生費

△957,367千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 新型コロナウイルスワクチン接種費	千円 1,472,663	千円 △957,367	千円 515,296	千円 △957,367	千円	千円	千円
計	4,215,617	△957,367	3,258,250	△957,367	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	千円 △375,490	002 新型コロナウイルスワクチン接種費	千円 △957,367
12 委託料	△581,877	001 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	△957,367

報第5号

専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度富士市一般会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月14日報告

富士市長 小長井 義正

専第14号

専 決 処 分 書

次の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和3年4月1日

富士市長 小長井 義 正

記

令和3年度富士市一般会計補正予算（第1号）

専決理由

新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金の給付、新型コロナウイルスワクチン接種事業等を早期に実施するため、補正予算措置を行うものである。

令和3年度富士市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度富士市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,352,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,652,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月1日専決

富士市長 小長井 義正

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	12,678,706	1,352,167	14,030,873
	1 国庫負担金	10,370,030	957,367	11,327,397
	2 国庫補助金	2,198,074	394,800	2,592,874
22	諸収入	1,073,584	△167	1,073,417
	5 雑入	969,639	△167	969,472
	歳入合計	85,300,000	1,352,000	86,652,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	33,114,906	394,800	33,509,706
	3 児童福祉費	14,165,295	394,800	14,560,095
4	衛生費	8,410,365	972,967	9,383,332
	1 保健衛生費	2,612,610	972,967	3,585,577
10	教育費	10,928,154	2,180	10,930,334
	1 教育総務費	1,237,933	2,180	1,240,113
14	予備費	300,000	△17,947	282,053
	1 予備費	300,000	△17,947	282,053
	歳 出 合 計	85,300,000	1,352,000	86,652,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	45,933,100		45,933,100
2 地方譲与税	675,000		675,000
3 利子割交付金	35,000		35,000
4 配当割交付金	150,000		150,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000		100,000
6 法人事業税交付金	450,000		450,000
7 地方消費税交付金	5,700,000		5,700,000
8 ゴルフ場利用税交付金	60,000		60,000
9 自動車取得税交付金	1		1
10 環境性能割交付金	80,000		80,000
11 地方特例交付金	1,150,000		1,150,000
12 地方交付税	250,000		250,000
13 交通安全対策特別交付金	50,000		50,000
14 分担金及び負担金	987,874		987,874
15 使用料及び手数料	1,416,872		1,416,872
16 国庫支出金	12,678,706	1,352,167	14,030,873
17 県支出金	6,355,867		6,355,867
18 財産収入	246,493		246,493
19 寄附金	806,125		806,125
20 繰入金	1,225,478		1,225,478
21 繰越金	1,000,000		1,000,000
22 諸収入	1,073,584	△167	1,073,417
23 市債	4,875,900		4,875,900
歳入合計	85,300,000	1,352,000	86,652,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	486,349		486,349
2 総務費	8,055,399		8,055,399
3 民生費	33,114,906	394,800	33,509,706
4 衛生費	8,410,365	972,967	9,383,332
5 労働費	230,650		230,650
6 農林水産業費	888,810		888,810
7 商工費	2,574,855		2,574,855
8 土木費	9,537,621		9,537,621
9 消防費	3,437,415		3,437,415
10 教育費	10,928,154	2,180	10,930,334
11 災害復旧費	16,000		16,000
12 公債費	7,319,376		7,319,376
13 諸支出金	100		100
14 予備費	300,000	△17,947	282,053
歳 出 合 計	85,300,000	1,352,000	86,652,000

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
394,800				
957,367				15,600
				2,180
				△17,947
1,352,167	0	0		△167

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

1,352,167千円

1 項 国庫負担金

957,367千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費負担金	千円 5,028	千円 957,367	千円 962,395
計	10,370,030	957,367	11,327,397

1 6 款 国庫支出金

1,352,167千円

2 項 国庫補助金

394,800千円

2 民生費補助金	565,086	394,800	959,886
計	2,198,074	394,800	2,592,874

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	千円 957,367	新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金 $957,367 \times 10 / 10$	千円 957,367

3 児童福祉費補助金	394,800	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 $2,800 \times 10 / 10$ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 $392,000 \times 10 / 10$	2,800 392,000

2 2 款 諸収入
5 項 雑入

△167千円

△167千円

目	補正前の額	補 正 額	計
6 雑入	千円 784,707	千円 △167	千円 784,540
計	969,639	△167	969,472

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費雑入	千円 △167	その他雑入	千円 △167

3 歳 出

3款 民生費

394,800千円

3項 児童福祉費

394,800千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	千円 0	千円 394,800	千円 394,800	千円 394,800	千円	千円	千円
計	14,165,295	394,800	14,560,095	394,800	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 645	001 給与費	千円 1,373
3 職員手当等	675	001 時間外勤務手当	675
時間外勤務手 当	675	002 パートタイム会計年度任用職員	698
		002 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	393,427
		001 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費	1,427
		002 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	392,000
8 旅費	53	子育て世帯生活支援特別給付金 給付対象世帯 3,939世帯 給付対象児童 7,840人	392,000
費用弁償	53		
10 需用費	344		
消耗品費	243		
印刷製本費	101		
11 役務費	1,083		
通信運搬費	588		
手数料	495		
18 負担金、補助 及び交付金	392,000		
補助金	392,000		

4 款 衛生費

972,967千円

1 項 保健衛生費

972,967千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 新型コロナウイルスワクチン接種費	千円 0	千円 972,967	千円 972,967	千円 957,367	千円	千円	千円 15,600
計	2,612,610	972,967	3,585,577	957,367	0	0	15,600

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	千円 375,490	001 新型コロナウイルスワクチン接種費	千円 972,967
12 委託料	581,877	001 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	972,967
18 負担金、補助 及び交付金	15,600	新型コロナウイルスワクチン接種事業 対象者（16歳以上） 219,009人 集団・個別接種	
補助金	15,600	新型コロナウイルスワクチン接種 高齢者移動支援事業補助金	15,600

10款 教育費

2,180千円

1項 教育総務費

2,180千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	千円 858,919	千円 2,180	千円 861,099	千円	千円	千円	千円 2,180
計	1,237,933	2,180	1,240,113	0	0	0	2,180

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 2,180	004 教育振興助成費	千円 2,180
		002 学校区管理事業費 児童専用路線バス運行	2,180

1 4 款 予備費

△17,947千円

1 項 予備費

△17,947千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 300,000	千円 △17,947	千円 282,053	千円	千円	千円	千円 △17,947
計	300,000	△17,947	282,053	0	0	0	△17,947

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 人	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,887	0	7,163,226	5,410,726	12,573,952	2,372,958	14,946,910	
補正前	1,887	0	7,163,226	5,410,051	12,573,277	2,372,958	14,946,235	
比 較	0	0	0	675	675	0	675	

職員手当等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	
	補正後	96,194	191,241	225,194	82,817	203,184	42,707	638,644	
	補正前	96,194	191,241	225,194	82,817	203,184	42,707	637,969	
	比 較	0	0	0	0	0	0	675	
	区 分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当	
	補正後	135,960	34,700	5,800	1,709,882	1,234,628	679,604	124,520	
	補正前	135,960	34,700	5,800	1,709,882	1,234,628	679,604	124,520	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	
	区 分	単身赴任手当	義務教育等 教員特別手当	管 理 職 員 特別勤務手当					
	補正後	792	4,859	0					
	補正前	792	4,859	0					
	比 較	0	0	0					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 人	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	679	2,022,869	46,954	368,822	2,438,645	352,552	2,791,197	
補正前	679	2,022,224	46,954	368,822	2,438,000	352,552	2,790,552	
比 較	0	645	0	0	645	0	645	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	675	その他の増加分	時間外勤務手当の増	

報第6号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月14日報告

富士市長 小長井 義 正

専第13号

専 決 処 分 書

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事
件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和3年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和３年３月３１日）
条例第２３号

富士市税条例（昭和６１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２８条の２第４項中「所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。

第２８条の３第４項中「所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。

第５５条第１項第１号中「次条第２項及び」の次に「第３項並びに」を加える。

第５６条に次の２項を加える。

３ 第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第４８条の１８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

４ 前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第９１条の３第１号及び第２号中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１２条の２第３項中「附則第１５条第２６項」を「附則第１５条第２３項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２７項第３号」を「附則第１５条第２４項第３号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２８項第１号」を「附則第１５条第２５項第１号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２８項第２号」を「附則第１５条第２５項第２号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第３０項第１号イ」を「附則第１５条第２７項第１号イ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第３０項第１号ロ」を「附則第１５条第２７項第１号ロ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第３０

項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第22項を削り、第23項を第22項とし、第24項を第23項とする。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第17条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に

改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第17条の2及び附則第17条の3中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17条の4及び附則第17条の5中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第18条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第19条中「第38項、第39項若しくは第44項」を「第34項、第35項若しくは第39項」に改める。

附則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第21条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第24条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第24条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第24条の7第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第92条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第92条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第92条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第25条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第31条の4第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第31条の8に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第4項及び第5項の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第

2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）第28条の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行ったこの条例による改正前の富士市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第28条の3第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等が同項に規定する取得をした同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（当該中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が当該期間内に当該取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、当該期間内に当該リース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等が同条に規定する取得をした同条に規定する家屋及び構築物（当該中小事業者等が、同条に規定するリース取引に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が当該期間内に当該取得をした同条に規定す

る先端設備等に該当する家屋及び構築物を、当該期間内に当該リース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第12条の2第23項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が同条に規定する取得をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（当該中小事業者等が、同条に規定するリース取引に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に当該取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後に当該リース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。